

平成 26 年 5 月 30 日現在

機関番号：24501

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23651035

研究課題名(和文) 中国環境被害者救済の阻害要因の分析

研究課題名(英文) Impediments for relief of the victims by the environmental damage in the PRC

研究代表者

櫻井 次郎 (Sakurai, Jiro)

神戸市外国語大学・外国語学部・准教授

研究者番号：40362222

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円、(間接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：まず環境被害者救済の阻害要因として、中国の裁判所で訴訟が受理されたケースについて、福建省における実際の裁判プロセスの分析を通して考察し、『中国21』第35巻(2011年、93-111頁)で公表した。次に、私益訴訟の限界を補う環境公益訴訟に関して、実際に環境NGOの提訴が中国で初めて受理された雲南省のケースに焦点を当てて考察し、その結果を国際コモンズ学会(2013年6月)及び日本現代中国学会(2013年6月)で公表した。さらに、環境公害被害者が提訴しても受理されない現象に着目し、その政治的、法文化的要因について『神戸外大論叢』第64巻第4号(2014年3月、97-108頁)にて公表した。

研究成果の概要(英文)：At first, I published a paper regarding the environmental law suit disputed in Fujian province in an academic journal, "China 21" vol.35,2011, pp. 93-111. Then, I made a research about the environmental common interest litigation through the field study carried out at a village in QingZhen district in Yunnan province. About this research result, I made a presentation at International Association for the Study of Commons in June, 2013.

Thirdly, through the previous research, I found the importance of the court reject to accept the environmental pollution case, and published a paper in the academic journal published by the Kobe City University of the Foreign Studies.

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：環境学 環境影響評価・環境政策

キーワード：合意形成 被害者救済 環境訴訟 中国

1. 研究開始当初の背景

中国の環境法および環境行政の機能不全についてはこれまでの先行研究において指摘されてきているが、本研究で特に被害者救済の問題に焦点を当てたのは、被害者救済がその当事者とは直接関係のないところで重要な外部効果をもたらす点に注目するからである。

環境問題における被害者救済の重要性にもかかわらず、この分野に関する研究が十分に進められてこなかった理由として、中国における情報公開の問題や、歴史的に中国が環境問題を資本主義国家における搾取の問題と関連付け、国内の環境問題を一切認めてこなかったことと関連する。環境被害者の存在を前提とする研究などはタブー視されていたのである。

しかしここ数年、中国の環境公害の深刻化に伴い、これらの研究を進める条件が徐々に整いつつあると思われる。本研究は、特に新たな取り組みとして始まった環境公益訴訟などについて、現地調査を踏まえた考察を試みるものである。

2. 研究の目的

本研究で考察対象とする「公益訴訟」については、国務院(中央政府)の公式文書でその制度化が決定し、すでに江蘇省、貴州省などで試験的な実施が始まっている。これらに関連する資料から分かることは、中国政府が環境被害者救済への社会的需要、その重要性をすでに把握し、これを「社会の安定」に関わる問題として認識しているということである。

そこで、本研究では、環境被害者救済プロセスに見られる阻害要因について、主に中国で出版されている論文や書籍をもとに考察すると同時に、上記の地域で試験的に始まった新たな試みが実際に環境公害被害者の救済に資するものなのかどうかについて、政治的・社会的・文化的要因に分けて考察することを目的とする

3. 研究の方法

本研究は、「1. 環境被害者の救済プロセスに見られる阻害要因に関する研究」と、「2. 環境公益訴訟の試みの効果と問題点」に分けられる。まずについては、「1」の被害者救済プロセスに見られる阻害要因については、主に中国で出版されている学術誌、

に掲載された論文、中国の新聞、及び専門書籍をもとに考察する。

他方、環境公益訴訟については、北京大学留学時の指導教員・汪勁教授を通じて、政府系の環境 NGO である中華環境保護連盟を通じて資料を収集し、実際に環境 NGO が原告として訴訟参加したケースについて現地でのヒアリング調査を実施する。

4. 研究成果

中国における環境公害の被害者が訴訟によって救済され得るのかどうかについて、2000年の大気汚染防止法改正以降の立法の中で見られるようになった原告側証明責任の軽減に焦点を当て、実際に争われたケースをもとに分析した結果を「中国における環境公害訴訟の現状」『中国 21』35 巻(2011年、93-111 頁)にて発表した。

さらに今回の科研費研究を進めるため、中国の環境被害者救済に関する和文、中文のみならず、英文資料(学術雑誌、書籍、新聞など)も広く収集したところ、中国の環境被害者救済に関する先行研究として、環境公害の被害者が訴訟を提起していないと指摘する B.ローエイらによる興味深い研究があった。これによれば、中国で裁判を受けたり実力行使をしたりする環境公害被害者はほんの一握りであり、大部分の被害者はそれすらできずに「見舞金の罠」(the compensation's trap)に嵌っているという。

らは、中国西南地域で鉱物資源開発を進める村落で環境公害被害者への聞き取り調査を実施し、その考察結果をもとに、「発展を最優先課題とする価値観」(the development frame)及び「村民が自己の政治的能力及び地方政治に対して抱く悲観」(the pessimist frame)という観点から、公害被害者が「見舞金の罠」に嵌まる理由を説明する。

ローエイらの人類学的手法を取り入れた徹底した聞き取り調査は、公害問題に関する現地調査を受け入れない傾向のある中国においては希少であり、そのような調査に基づく説明にも説得力を感じず、その議論の中で「村民が抱く悲観」の部分については、村民がそのような悲観になる理由の説明が不足しているように思われる。

そこで本研究では、中国の環境訴訟の限界が環境被害者の「悲観」に繋がっているとい

う仮説を立てた。環境訴訟の限界については、すでに中国国内でも指摘されており、私益訴訟の限界を超えるために公益訴訟の提案がなされている。そこでこの公益訴訟が機能するための課題について、中国国内の議論を中心に分析し、2012年に刊行された北川秀樹編著(2014年)『中国の環境法政策とガバナンス 執行の現状と課題』晃洋書房の第3章で「中国における環境法の執行と司法の役割」と題する論文を発表した(79-103頁)。

さらに、このように中国国内でも議論が高まりつつあった環境公益訴訟についてのケーススタディを、雲南省昆明市の東に位置する清鎮市で争われている案件に焦点を当て、現地を2度訪れてヒアリング調査をした結果を国際学会(IASC)及び国内学会(日本現代中国学会)でそれぞれ2013年に発表した。

中国ではすでに複数の環境公益訴訟が争われていたにもかかわらず雲南省のケースに焦点を当てた理由は、これまでにケースは原告が検察または環境保護行政であり、これらは環境被害者の救済を目的としたものではなかった。他方、雲南ケースでは中国で草の根環境NGOと呼ばれる「自然の友」及び「重慶ボランティア連合会(重慶緑聯)」が原告となって提訴したケースであり、日本で一般に環境公益訴訟と呼ばれる訴訟類型に近いからである。

雲南の環境公益訴訟のケーススタディの結果、次の3点が明らかとなった。まず、中国の不法行為責任法、及び民事訴訟法の改正により、環境公害と直接的利害関係を持たない原告も環境公益の保護のために提訴することができるという期待が高まったが、実際の裁判ではこれが裁判所によって受理されるケースはまだなお例外的であり、雲南では昆明市の共産党委員会の幹部の意向が大きく働いたことが明らかとなった。

次に、環境公益訴訟を受理した裁判官へのヒアリングの結果、裁判官が被告の法的責任の有無や証明の確度よりも、どうしたら原告側が裁判所による調停を受け入れて訴訟を取り下げるか、ということに力点を置いているということである。そして3点目は、裁判官は公開の法廷以外でも複数回当事者と協議している一方、公開の口頭弁論の機会ほとんど作らないことである。

環境訴訟における私益訴訟の限界はこれ

までの研究ですでに論じたところだが、公益訴訟が以上の特徴は、やはり環境公害の被害者救済を困難にするものであると言えよう。

最後に、これらの環境訴訟についての現地でのヒアリングを続ける中で、中国の環境被害者救済において最大の課題は、訴状が受理された後ではなく、訴状が受理されるかどうかだと感ずるようになった。この感覚は、上述のB. ローエイの文献だけでなく、中国の環境訴訟に焦点が当てられたRachel E. Stern, 2013, "Environmental Litigation in China: A Study in Political Ambivalence," Cambridge University Pressにおいても共有されている。

そこで、本科学研究の最終年には、この訴状の受理プロセスに焦点を当て、中国で出版されている学術誌に掲載された論文及び著書を精査したところ、中国の裁判所が社会的安定に関わるような案件については、「習慣的に回避」しているという指摘が複数なされていることを明らかになったため、この政治的、法文化的背景について考察し、その成果を2014年に刊行された『神戸外大論叢』64巻4号で公開した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

櫻井次郎(2014年)「中国における環境公害被害者救済の阻害要因についての一考察—「不立案」問題を中心に—」『神戸外大論叢』64巻4号、97-108頁。

櫻井次郎・知足章宏(2013年)「中国における大気汚染対策と北京市の取組」『環境と公害』43巻1号、51-55頁。

櫻井次郎(2011年)「中国における環境公害訴訟の現状」『中国21』35巻、93-111頁。

〔学会発表〕(計2件)

Jiro Sakurai, Akihiro Chiashi, Xiangbin Zeng, Public Interest Litigation and Environmental Protection in Rural Communities in the PRC, International Association for the Study of the Commons, 2013年6月7日、北富士(日本) 招待講演ではない

櫻井次郎、「中国における環境公益訴訟の試みとその限界」、日本現代中国学会・関西部会、2014年6月8日、龍谷大学、招待講演ではない

〔図書〕(計2件)

李秀澈編著(2014年)『東アジアの環境政

策 『原子力発電 / 地球温暖化 / 大気・水質
保全』昭和堂、部分執筆 (160-177 頁)
北川秀樹編著 (2014 年) 『中国の環境法政
策とガバナンス 執行の現状と課題』晃洋書
房、部分執筆 (79-103 頁)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

櫻井 次郎 (SAKURAI, Jiro)
神戸市外国語大学・外国語学部・准教授
研究者番号：40362222

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：